

中国の公共文化サービス保障法

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

【目次】

はじめに

I 公共文化サービス政策の概況

- 1 主な公共文化施設の整備状況
- 2 公共文化サービス関連の主な現行法規
- 3 主な政策方針

II 公共文化サービス保障法の概要

- 1 制定経緯
- 2 構成と主な内容

おわりに

翻訳：中華人民共和国公共文化サービス保障法

はじめに

中国は現在、急速な経済発展の結果、1人当たりGDPが既に中所得国の域に達し⁽¹⁾、多くの国民が、生活の中に経済的な豊かさだけでなく文化的な豊かさを求めるようになってきている。このような国民の要求を背景に、中国政府は近年、図書館、博物館等の公共文化施設の整備や文化関連の公共サービスの拡充を始めとして、国民に文化的に豊かな生活を保障するための各種施策を強化し、あわせて関連法整備にも力を入れている。

2016年12月25日、第12期全国人民代表大会（以下「全人代」という。）常務委員会第25回会議において、公共文化サービス保障法⁽²⁾が可決、成立し、同日公布された（2017年3月1日施行）。「法に基づく国家統治」⁽³⁾を掲げる習近平政権の下、中国は、国の法体系の全面的な整備を進めている。しかし、2016年末現在、憲法を含む現行の法律計257件のうち、文化関連の法律は今回制定された公共文化サービス保障法を加えても6件のみである⁽⁴⁾。また、地方

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2017年4月13日である。

(1) 関志雄「中国の台頭で激変する世界経済の勢力図—GDP規模の国際比較を中心に—」2016.7.7. 経済産業研究所ウェブサイト〈<http://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/ssqs/160707ssqs.html>〉を参照。2015年における中国の1人当たりGDPは7,989.7ドル（1ドルは113円（2017年4月分報告省令レート））である。

(2) 「中华人民共和国公共文化服务保障法」国务院法制办公室〈<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfq/fl/201702/20170200482627.shtml>〉

(3) 中国語原文は「依法治国」。2014年10月23日、中国共産党第18期中央委員会第4回全体会議（4中全会）で採択された「法に基づく国家統治の全面的推進における若干の重大問題に関する決定」（「中共中央关于全面推进依法治国若干重大问题的决定」新华网〈http://news.xinhuanet.com/legal/2014-10/28/c_1113015330.htm〉）を参照。

(4) 「大力推动公共文化服务保障法的深入宣传和贯彻实施」『人民日报』2017.2.22. なお、公共文化サービス保障法を除く法律5件は次のとおりである。文化財保護法（2015.4.24最終改正、「中华人民共和国文物保护法」国务院法制办公室〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/201504/20150490485858.shtml>〉）、公文書法（1996.7.5最終改正、「中华人民共和国档案法」同〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/199607/19960790485655.shtml>〉）、著作権法（2010.4.1最終改正、「中华人民共和国著作权法」同〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/201002/20100290485181.shtml>〉）、無形文化遺産法（2011.6.1施行、「中华人民共和国非物质文化遗产法」同〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/201102/20110290485182.shtml>〉）、映画産業促進法（2017.3.1施行、「中华人民共和国电影产业促进法」同〈<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfq/fl/201704/20170400482962.shtml>〉）

立法を含む各種現行法規約 38,000 件のうち、文化関連立法は約 1,000 件（全体の約 2.7%）に過ぎないとされる⁽⁵⁾。そのような中で、今回、公共文化サービス保障法が制定されたことは、公共文化サービスに係る施策推進のための法的基盤の確立という意味において重要であるだけでなく、中国における文化立法の進展という観点からも大きな意義を有するものと考えられている⁽⁶⁾。

本稿では、中国における公共文化サービス政策の概況と今回制定された公共文化サービス保障法の概要を紹介し、あわせて同法の全文を訳出する。

I 公共文化サービス政策の概況

1 主な公共文化施設の整備状況

中国の公共文化サービス関連施設数は、近年急増している。代表的な施設として、公共図書館、博物館及び文化活動センター（ステーション）⁽⁷⁾について、改革開放政策の始まった 1978 年以降の施設数の推移を示したものが下表である。いずれの施設も 1980 年代から増加傾向が続いているが、博物館については特に 2000 年代以降の急増が目立つ。文化活動センター関連では近年、末端の地域コミュニティにおける文化活動の拠点となる施設の整備が重点的に進められている。

表 中国の公共図書館、博物館、文化活動センター数の推移

（単位 館）

年	公共図書館	博物館	文化活動センター（ステーション）			
			総数	省級・地区級文化活動センター	県級文化活動センター	郷級文化活動ステーション（注）
1978	1,218	349	6,893	92	2,748	4,053
1980	1,732	365	8,739	218	2,912	5,609
1985	2,344	711	8,576	335	2,960	5,281
1990	2,527	1,013	9,216	366	2,955	5,895
1995	2,615	1,194	13,487	373	2,886	10,228
2000	2,675	1,392	45,321	390	2,907	42,024
2005	2,762	1,581	41,588	375	2,851	38,362
2010	2,884	2,435	43,382	374	2,890	40,118
2015	3,139	3,852	44,291	386	2,929	40,976

（注） 1995年以前の郷級文化活動ステーション数には、文化行政部門以外が所管する施設を含まない。

（出典） 中华人民共和国国家统计局編「23-21 主要文化机构情况」『中国统计年鉴 2016』中国统计出版社, 2016, p.767 を基に筆者作成。

2 公共文化サービス関連の主な現行法規

(1) 憲法

中国の憲法⁽⁸⁾は、公共文化サービスに関して、第 22 条において、「国は、人民に奉仕し、社会主義に奉仕する文学芸術事業、新聞・ラジオ・テレビ事業、出版及び出版物流通事業、

(5) 「依法保障人民文化“获得感”」『瞭望』2017.2.27, p.48.

(6) 同上

(7) 中国語原文は「文化馆（站）」。地域住民に対し文化講演会、講座、研修、芸術鑑賞会等を実施する施設。中国の4階層から成る地方行政区画のうち、第1階層（省級）、第2階層（地区級）、第3階層（県級）には文化活動センターが、最も下位の第4階層（郷級）には、より規模の小さい文化活動ステーションが設置される。

(8) 「中华人民共和国宪法」国务院法制办公室 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/200403/20040390485129.shtml>>

図書館・博物館・文化活動センター及びその他の文化事業を発展させ、大衆的文化活動を展開する。」と規定している。

(2) 法律

公共文化サービス保障法が今回制定されるまで、公共文化サービスについて包括的に定める法律は存在しなかった。同法に続き、今後制定が予定される法律としては、公共図書館法が既に全人代の法案審議日程に上がっている。

(3) 行政法規

国務院（中央政府）が憲法及び法律に基づいて制定する行政法規は、法律の細則や具体的な適用について定めるもので、「条例」が最も一般的な名称である。公共文化サービス関連の主な現行行政法規としては、博物館条例⁽⁹⁾、公共文化スポーツ施設条例⁽¹⁰⁾が挙げられる。

3 主な政策方針

習近平政権は、公共文化サービスに関して「現代公共文化サービス体系の構築」という政策方針を掲げている。この方針は、2013年11月12日、中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議（3中全会）で採択された「改革の全面的深化についての若干の重大問題に関する中国共産党中央の決定」⁽¹¹⁾において示された。その具体的な内容は、①サービス施設のネットワーク化による基本的な公共文化サービスの標準化及び均等化、②公衆によるサービスの評価とフィードバック、③末端地域コミュニティにおける総合文化サービスセンターの整備、④文化事業組織に対するコーポレートガバナンス及び理事会制度の導入、⑤競争メカニズム及び民間活力の導入等である。

これを更に具体化した政策方針として、2015年1月14日、中国共産党中央弁公庁と国務院弁公庁の合同通達「現代公共文化サービス体系の構築加速に関する意見」⁽¹²⁾が公表された。この「意見」の末尾に掲げられた「国家基本公共文化サービス指導基準(2015-2020年)」には、基本サービス項目（読書、放送視聴、映画鑑賞、演劇鑑賞、施設開放、文化スポーツ活動）、施設（文化施設、放送設備、スポーツ施設、移動式設備、バリアフリー等の補助設備）及び専門要員の配置（定数、研修）のそれぞれについて、具体的な基準が定められている。

II 公共文化サービス保障法の概要

1 制定経緯

公共文化サービス保障法は、上述の習近平政権の政策方針の下、2013年から始まった第12期全人代において、同常務委員会立法計画の優先審議法案に指定された。その法案策定は、全人代教育科学文化衛生委員会が中心となって進められた。

(9) 「博物館条例」（2015.3.20施行）同上〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/xzfg/201502/20150290542139.shtml>〉博物館条例の全訳とその制定経緯等については、岡村志嘉子「中国の博物館条例」『外国の立法』No.264, 2015.6, pp.123-135. 〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9381682_po_02640007.pdf?contentNo=1〉を参照。また、法整備を中心とする最近の中国の博物館の動向については、同「国際動向 中国の博物館条例—博物館振興と法整備の進展—」『博物館研究』568号, 2015.10, pp.22-24を参照。

(10) 「公共文化体育施設条例」（2003.8.1施行）国务院法制办公室〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/xzfg/200306/20030690542617.shtml>〉

(11) 「中共中央关于全面深化改革若干重大问题的決定」『新华月报』2013年23期, 2013.12, pp.8-19. (中国政府网〈http://www.gov.cn/jrzq/2013-11/15/content_2528179.htm〉にも掲載)。

(12) 「中共中央办公厅、国务院办公厅印发《关于加快构建现代公共文化服务体系的意见》(全文)」中国政府网〈http://www.gov.cn/xinwen/2015-01/14/content_2804250.htm〉

2014年4月、同委員会が中心となり、中国共産党中央宣伝部、文化省、国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局、国家発展改革委員会、財務省、国務院法制弁公室等から成る法案起草チームが組織され、法案策定作業が正式に開始された。法案起草チームは、地方を含めた関係省庁、専門家等からの意見聴取、一般からの意見公募等を行いながら検討を続けた。

その間、2014年10月23日に中国共産党第18期中央委員会第4回全体会議（4中全会）で採択された「法に基づく国家統治の全面的推進における若干の重大問題に関する決定」⁽¹³⁾においても、同法は制定を急ぐべき重要立法の1つと位置付けられた。2015年3月、法案は全人代教育科学文化衛生委員会全体会議における検討の段階に進み、更なる精査・検討を経て、同年12月、全人代常務委員会に提出される法案が決定された。

全人代常務委員会における法案審議は、2016年4月に第1回審議、その後意見公募と法案修正、同年10月に第2回審議、その後再び意見公募と法案修正という経過をたどり、同年12月25日、第12期全人代常務委員会第25回会議において、第3回審議の後、可決、成立し、同日公布された。条数は全65か条、施行日は2017年3月1日である。

2 構成と主な内容

(1) 構成

公共文化サービス保障法の構成は次のとおりである。

第1章:総則(第1条～第13条)、第2章:公共文化施設の建設及び管理(第14条～第26条)、第3章:公共文化サービスの提供(第27条～第44条)、第4章:保障措置(第45条～第57条)、第5章:法的責任(第58条～第63条)、第6章:附則(第64条～第65条)。

(2) 主な内容

公共文化サービス保障法には、次のような内容が含まれている。

①立法目的

公共文化サービス体系の整備強化、国民の精神文化生活の充実、優れた伝統文化の継承、社会主義の核心的価値観⁽¹⁴⁾の発展、文化的な自信の増強等を目的とする(第1条)。

②定義

公共文化サービスとは、政府の主導と民間の参加により、文化に対する国民の基本的な要求を満足させるために提供される公共文化施設、創作作品等の文化的生産物、文化活動等をいう(第2条)。

③整備計画

県級⁽¹⁵⁾以上の人民政府は、毎年策定する国民経済・社会発展計画の中に公共文化サービス関連事業計画を盛り込まなければならない(第4条)。また、国務院は国家基本公共文化サービス指導基準を策定し、省級地方政府は、この指導基準に基づき、当該行政区域の基本公共文化サービス実施基準を策定する(第5条)。

④格差是正・弱者支援

国は、少数民族地域、辺境地域、貧困地域等における公共文化サービスの整備拡充に対する支援を行い(第8条)、未成年者、高齢者、障害者等に対しては必要な配慮を行わなければならない(第9条)。

(13) 「中共中央关于全面推进依法治国若干重大问题的决定」前掲注(3)参照。

(14) 「社会主義の核心的価値観」(中国語原文「社会主义核心价值观」)とは、「富強、民主、文明、調和、自由、平等、公正、法治、愛国、勤勉、誠実、友好」をいう。2012年11月の中国共産党第18回全国代表大会において、今後の発展の方向性を示す価値観として提起された。

(15) 中国の地方行政区画は、省級、地区級、県級、郷級の4階層から成る。

⑤ 公共文化施設の建設・管理

公共文化施設は、施設サービス、移動式サービス及びデジタルサービスを一体化したネットワークとして整備しなければならない、施設の立地については公衆に意見を求め、当該施設の機能や特徴に適合したものとしなければならない（第15条）。都市開発のため施設の撤去、用途改変等が必要なときは、当該施設の規模、水準を下回らない代替施設を同時に建設しなければならない（第19条）。

公共文化施設を管理する組織は、国の定める基準に従って管理運営を行うことが義務付けられ（第20条）、公衆の参加する評価制度も導入される（第23条）。

⑥ 無料化

公共文化施設は、国の関係規定に従い、公衆に対し無料又は優待料金により開放し、入場、研修等を有料とする場合は認可を要するほか、当該収入を施設の維持管理及び事業の発展にのみ用いることが義務付けられる（第31条）。

おわりに

2017年2月23日、文化省は「文化省第13次5か年計画（2016-2020）期の文化発展改革計画」⁽¹⁶⁾を発表した。この計画にも「現代公共文化サービス体系の構築」という1章が置かれ、①基本的な公共文化サービスの標準化・均等化の全面的推進、②公共文化施設ネットワークの整備、③貧困地域の公共文化サービス体系の重点的整備、④公共文化サービスの効率向上、⑤公共文化サービスへの民間活力導入の推進、⑥辺境地域の文化建設の全面的強化の6項目について、2020年までの具体的な達成目標が示されている。

今回制定された公共文化サービス保障法の規定は、第1章で紹介した公共文化サービスに関する政策方針文書等の記述内容と似通った総論的なものが多い。したがって、同法の制定が中国の公共文化サービスの発展に直ちに大きく寄与するとは考えにくい。しかし、一定程度の罰則規定もあり、各種の関連施策を進めていく上で法制化の効果は決して小さくないと思われる。

（おかむら しがこ）

(16) 「文化部“十三五”时期文化发展改革规划」中华人民共和国文化部（http://zwgk.mcprc.gov.cn/auto255/201702/t20170223_491392.html）

中華人民共和國公共文化サービス保障法

中華人民共和國公共文化服務保障法
(2016年12月25日第12期全國人民代表大會常務委員會第25回會議で可決、
同日公布、2017年3月1日施行)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子訳

【目次】

- 第1章 総則（第1条～第13条）
- 第2章 公共文化施設の建設及び管理（第14条～第26条）
- 第3章 公共文化サービスの提供（第27条～第44条）
- 第4章 保障措置（第45条～第57条）
- 第5章 法的責任（第58条～第63条）
- 第6章 附則（第64条～第65条）

第1章 総則

第1条

公共文化サービス体系の整備を強化し、公衆の精神文化生活を豊かにし、中華の優秀な伝統文化を継承し、社会主義の核心的価値観⁽¹⁾を発展させ、文化的な自信を増強し、中国的な特色のある社会主義文化の繁栄発展を促進し、全民族の文化的素質を向上させるため、この法律を制定する。

第2条

この法律において公共文化サービスとは、政府の主導と民間の参加により、文化に対する国民の基本的な要求を満足させることを主な目的として提供される公共文化施設、文化生産物⁽²⁾、文化活動及びその他の関連サービスをいう。

第3条

公共文化サービスにおいては、社会主義先進文化の進行方向、人民を中心とすること、及び社会主義の核心的価値観に従うことを堅持しなければならない。「百花斉放、百家争鳴」⁽³⁾の方針に基づき、優秀な公共文化生産物の創作・生産を支持し、公共文化サービスの内容を豊かにしなければならない。

第4条

県級⁽⁴⁾以上の人民政府は、公共文化サービスを当該級の国民経済・社会発展計画に組み入れ、公益性、基本的サービス、均等性及び利便性を重視する考え方に基づき、公共文化施設の建設を強化し、公共文化サービス体系をより完全なものとし、公共文化サービスの効率を高めなければならない。

(1) 「社会主義の核心的価値観」（中国語原文「社会主义核心价值观」）とは、「富強、民主、文明、調和、自由、平等、公正、法治、愛国、勤勉、誠実、友好」をいう。2012年11月の中国共産党第18回全国代表大会において、今後の発展の方向性を示す価値観として提起された。

(2) 中国語原文は「文化产品」。文化活動等により生産される作品、製品等を指す。

(3) 中国共産党が1956年に提起した、芸術・学術分野における自由化を奨励する政策。

(4) 中国の地方行政区画は、4階層（省級、地区級、県級、郷級）から成る。

第5条

国務院は、文化に対する国民の基本的な要求及び経済社会発展水準に基づき、国家基本公共文化サービス指導基準の策定及び見直しを行う。

省、自治区及び直轄市の人民政府は、国家基本公共文化サービス指導基準に基づき、地元における現実的な要求、財政的能力及び文化的特色を勘案し、当該行政区域の基本公共文化サービス実施基準の策定及び見直しを行う。

第6条

国務院は、公共文化サービス総合調整メカニズムを構築し、全国の公共文化サービス業務の指導、調整及び推進を行う。国務院の文化主管部門⁽⁵⁾は、具体的な職責の総合調整を担当する。

地方各級人民政府は、公共文化サービスに対する総合調整を強化し、共同構築・共同利用の実現を推進しなければならない。

第7条

国務院の文化主管部門及び新聞出版放送主管部門⁽⁶⁾は、この法律及び国務院の定める職責に従い、全国の公共文化サービス業務に責任を負う。国務院の他の関係部門は、それぞれの職責の範囲内において公共文化サービス関連業務に責任を負う。

県級以上の地方人民政府の文化及び新聞出版放送主管部門は、その職責に基づき当該行政区域内の公共文化サービス業務に責任を負う。県級以上の地方人民政府の他の関係部門は、それぞれの職責の範囲内において公共文化サービス関連業務に責任を負う。

第8条

国は、旧革命根拠地⁽⁷⁾、少数民族地域、辺境地域及び貧困地域の公共文化サービスを援助し、公共文化サービスの均衡ある協調的発展を促進する。

第9条

各級人民政府は、未成年者、高齢者、障害者、都市部流入者等の各集団の特徴及び要求に基づき、相応の公共文化サービスを提供しなければならない。

第10条

国は、公共文化サービスと学校教育を結合し、公共文化サービスの社会教育機能を十分に発揮させ、青少年の思想道徳及び科学的文化的素質を向上させることを奨励し、及び支持する。

第11条

国は、科学技術の役割を公共文化サービスにおいて発揮させ、現代的情報・通信技術の活用を推進し、公衆の科学的素養及び公共文化サービスの水準を向上させることを奨励し、及び支持する。

第12条

国は、公共文化サービスの領域において国際的な協力及び交流を展開することを奨励し、及び支持する。

第13条

国は、国民、法人及びその他の組織が公共文化サービスに参加することを奨励し、及び支持する。

(5) 文化省を指す。

(6) 国家新聞出版ラジオ映画テレビ総局を指す。

(7) 中国語原文は「革命老区」。中華人民共和國成立前の革命根拠地があった地域をいう。

公共文化サービスにおいて著しい貢献のあった国民、法人及びその他の組織については、法により表彰及び報奨を行う。

第2章 公共文化施設の建設及び管理

第14条

この法律において公共文化施設とは、公共文化サービスの提供のために用いられる建築物、敷地及び設備をいい、図書館、博物館、文化活動センター（ステーション）⁽⁸⁾、美術館、科学技術館、記念館、スポーツ施設、労働者文化宮⁽⁹⁾、青少年宮⁽¹⁰⁾、女性・児童活動センター、高齢者活動センター、郷鎮（街道）及び村（社区）⁽¹¹⁾の基層総合文化サービスセンター⁽¹²⁾、農家（労働者）書屋⁽¹³⁾、公共新聞掲示板（ディスプレイ）、ラジオテレビ放送受信スポット、公共デジタル文化サービスポイント等を含む。

県級以上の地方人民政府は、当該行政区域内の公共文化施設の一覧及び関連情報を公表しなければならない。

第15条

県級以上の地方人民政府は、公共文化施設建設を当該級都市農村整備計画に組み入れ、国家基本公共文化サービス指導基準及び省級基本公共文化サービス実施基準に基づき、地元の経済社会発展水準、人口状況、環境条件及び文化的特色を勘案し、公共文化施設の種類、数量、規模及び配置を合理的に決定し、施設サービス、移動式サービス及びデジタルサービスを結び付けた公共文化施設ネットワークを構築しなければならない。

公共文化施設の立地は、公衆に意見を求め、公共文化施設の機能及び特徴に適合し、その役割の発揮に有利な場所を選ばなければならない。

第16条

公共文化施設の建設用地は、土地利用全体計画及び都市農村整備計画に適合させ、かつ、法定手続による審査を行わなければならない。

いかなる組織及び個人も、公共文化施設建設用地を横領し、又はその用途を無断で変更してはならない。特殊な状況により公共文化施設建設用地の変更が必要であるときは、改めて建設用地を決定しなければならない。変更後の公共文化施設建設用地は、元の面積を下回ってはならない。

住宅地の新規開発、再開発及び拡張を行うときは、関係する規定及び基準に従い、附設する公共文化施設の計画及び建設を行わなければならない。

第17条

公共文化施設の設計及び建設は、実用、安全、科学、美観、環境保護及び節約に係る要求並びに国の定める基準に適合させ、かつ、バリアフリーの施設設備を設置しなけれ

(8) 中国語原文は「文化馆（站）」。地域住民に対し文化講演会、講座、研修、芸術鑑賞会等を実施する施設。中国の4階層から成る地方行政区画（前掲注(4)参照）のうち、省級、地区級、県級には文化活動センターが、最も下位の郷級には、より規模の小さい文化活動ステーションが設置される。

(9) 中国語原文は「工人文化宮」。労働者のための余暇活動施設。

(10) 中国語原文は「青少年宮」。青少年のための課外活動施設。

(11) 「郷」及び「鎮」は農村部における、「街道」は都市部における第4階層の地方行政区画であり、更にその下の組織として、「郷」及び「鎮」の下に「村」、「街道」の下に「社区」がある。

(12) 中国語原文は「基层综合性文化服务中心」。「基层」は末端行政レベルを意味する語であるが、日本語への置換えが難しいので、「基層」をそのまま用いた。同センターの具体的なサービス内容については、この法律第30条を参照。

(13) 中国語原文は「农家（职工）书屋」。農民、労働者向けの図書室。

ばならない。

第 18 条

地方各級人民政府は、新築、改築、増築、統合、賃貸、現有公共施設の利用等の各種の方法を用いて、郷鎮（街道）及び村（社区）の基層総合文化サービスセンターの建設を強化し、末端行政レベルにおける公共施設の統一管理及び総合利用を推進し、かつ、その正常な運営を保障することができる。

第 19 条

いかなる組織及び個人も、公共文化施設を無断で撤去してはならず、無断で公共文化施設の機能若しくは用途を改変し、又はその正常な運営を妨害してはならず、公共文化施設を横領し、又は流用してはならず、公共文化施設を公共文化サービスと無関係の商業活動に用いてはならない。

都市開発のため公共文化施設の撤去又はその機能若しくは用途の改変が必要であるときは、関係する法律及び行政法規の規定に従って再建又は改築を行い、かつ、建設後に撤去し、又は建設と同時並行で撤去するという原則を堅持しなければならない。再建又は改築した公共文化施設の施設配置基準及び建築面積は、低下させてはならない。

第 20 条

公共文化施設を管理する組織は、国の定める基準に従い、必要なサービス内容及び設備を配置し、公共文化施設の日常的な維持管理業務を強化し、公共文化施設の正常な使用及び稼働を保障しなければならない。

第 21 条

公共文化施設を管理する組織は、管理制度及びサービス規範を策定・整備し、公共文化施設資産統計報告制度及び公共文化サービス実施状況の年度報告制度を構築しなければならない。

第 22 条

公共文化施設を管理する組織は、安全管理制度を整備し、公共文化施設及び公衆の活動に係る安全評価を実施し、法に従い安全保護の設備及び人員を配備し、公共文化施設及び公衆活動の安全を確保しなければならない。

第 23 条

各級人民政府は、公衆の参加する公共文化施設使用効率点検評価制度を構築しなければならない。公共文化施設を管理する組織は、評価結果に基づき改善を行い、サービスの質を向上させなければならない。

第 24 条

国は、公共の図書館、博物館、文化活動センター等の公共文化施設を管理する組織について、当該組織の機能に基づき、関係者代表、専門家及び公衆をその管理に参加させるコーポレートガバナンス体制の整備を推進する。

第 25 条

国は、国民、法人及びその他の組織が公共文化施設を建設し、建設資金を寄附し、又は政府部門と協力して建設することを奨励及び支持し、国民、法人及びその他の組織が法に従い公共文化施設の運営及び管理に参加することを奨励する。

第 26 条

公衆は、公共文化施設を使用するに当たり、公共秩序を遵守し、公共施設を大切にしなければならない。公共施設の設備及び物品を損壊してはならない。

第3章 公共文化サービスの提供

第27条

各級人民政府は、公共文化施設を十分に利用して優秀な公共文化生産物の提供及び普及を促進し、国民全体を対象とする読書推進、法律知識普及、健康トレーニング、科学知識・芸術普及及び優秀な伝統文化の継承に係る活動の実施を支援しなければならない。

第28条

区設市⁽¹⁴⁾級及び県級の地方人民政府は、国家基本公共文化サービス指導基準及び省・自治区・直轄市基本公共文化サービス実施基準に基づき、地元の実情を勘案し、当該行政区域の公共文化サービス項目一覧を策定及び公表し、かつ、それを実施しなければならない。

第29条

公益性の文化組織は、サービス項目の整備とサービス内容の充実に努め、公衆に対し無料又は優待料金による芸術公演、展示会、映画上映、ラジオテレビ番組視聴、読書サービス、芸術研修等の機会を提供し、かつ、公衆による文化活動の実施に対し支持及び援助を行わなければならない。

国は、商業性の文化組織が無料又は優待料金により公共文化生産物及び文化活動を提供することを奨励する。

第30条

基層総合文化サービスセンターは、資源の整理統合を強化し、公共文化サービスネットワークを構築・整備して統合サービス機能を十分に発揮し、公衆に対し書物・新聞閲覧、映画・ビデオ・テレビ鑑賞、伝統演劇上演、法律普及教育、芸術普及、科学普及、ラジオ放送、インターネット接続、大衆文化スポーツ活動等の公共文化サービスを提供し、かつ、その機能及び特徴に基づき、地域に合ったその他の公共サービスを提供しなければならない。

第31条

公共文化施設は、その機能及び特徴に基づき、国の関係規定に従い、公衆に無料又は優待料金で開放しなければならない。

開放に当たり費用を徴収する公共文化施設は、毎月定期的に小中高生に無料開放しなければならない。

公共文化施設は、開放又は研修サービス等の提供において費用を徴収するときは、県級以上の人民政府の関係部門に届け出てその承認を経なければならない。徴収した費用は、公共文化施設の維持、管理及び事業発展にのみ用いなければならない。その他の用途に流用してはならない。

公共文化施設を管理する組織は、サービス項目及び開放時間を公示しなければならない。臨時に開放を停止するときは、速やかに公告しなければならない。

第32条

国は、政府機関、学校及び企業・事業体の文化スポーツ施設を公衆に開放することを奨励し、支持する。

(14) 中国語原文は「设区的市」。市の中に区が設置されている比較的規模の大きな市をいう。

第 33 条

国は、公共デジタル文化建設を統一的に計画し、統一標準により相互に接続された公共デジタル文化サービスネットワークの構築及び公共文化情報データベースの構築を行い、末端行政レベルのインターネットサービスの共同構築・共同利用を実現する。

国は、デジタル文化生産物の開発を支持し、ブロードバンドのインターネット、モバイル通信網、ラジオテレビ放送網及び衛星ネットワークを利用して公共文化サービスを提供することを支持する。

地方各級人民政府は、末端行政レベルの公共文化施設のデジタル化及びネットワーク化を強化し、デジタル化及びインターネットサービスの能力を向上させなければならない。

第 34 条

地方各級人民政府は、各種の方法を用いて、その地域に合った移動式文化サービスを提供しなければならない。

第 35 条

国は、農村地域における図書、新聞雑誌、伝統演劇、映画、ラジオテレビ番組、インターネット情報コンテンツ、祝祭活動、スポーツトレーニング活動等の公共文化生産物の供給を重点的に増加させ、都市と農村の公共文化サービスの均等化を促進する。

農村向けに提供する図書、新聞雑誌、映画等の公共文化生産物は、農村の特徴及びニーズに適合し、焦点を絞り時宜を得たものとなるよう努めなければならない。

第 36 条

地方各級人民政府は、地元の実際の状況に基づき、人の往来の比較的多い公共の場所、労働者の比較的集中している区域及び留守婦女子⁽¹⁵⁾の比較的集中している農村地域において、必要な施設を配置し、多様な方式を採用して利便性の高い公共文化サービスを提供しなければならない。

第 37 条

国は、国民が主体的に公共文化サービスに参加し、自主的に健全で文化的な大衆文化スポーツ活動を行うことを奨励する。地方各級人民政府は、それに対し必要な指導、支持及び援助を行わなければならない。

住民委員会⁽¹⁶⁾及び村民委員会⁽¹⁷⁾は、住民の要求に基づき大衆文化スポーツ活動を実施し、かつ、地元人民政府の関係部門が実施する公共文化サービス関連事業に協力しなければならない。

国家機関、社会組織及び企業・事業体は、当該組織の特徴及び必要を勘案し、大衆文化スポーツ活動を組織・実施し、職員等の文化生活を充実させなければならない。

第 38 条

地方各級人民政府は、在校生向けの公共文化サービスを強化し、学校が在校生の特徴に適合する文化スポーツ活動を実施し、徳・智・体・美を兼ね備えた教育を促進することを支持しなければならない。

(15) 中国語原文は「留守妇女儿童」。出稼ぎ家庭で家に残っている女性と子供をいう。

(16) 中国語原文は「居民委员会」。都市部の住民自治組織をいう。

(17) 中国語原文は「村民委员会」。農村部の住民自治組織をいう。

第 39 条

地方各級人民政府は、軍隊の末端組織における文化建設を支持し、兵営における文化スポーツ活動を充実させ、軍民文化融合を強化しなければならない。

第 40 条

国は、少数民族の言語文字文化生産物の供給を強化し、優秀な公共文化生産物の少数民族言語版の製作及びその少数民族地域への普及を強化し、少数民族文化生産物の創作・生産を奨励・援助し、少数民族の特色を有する大衆文化スポーツ活動の実施を支持する。

第 41 条

国務院及び省・自治区・直轄市人民政府は、公共文化サービスの政府調達に係る指導的意見⁽¹⁸⁾及び項目一覧を策定する。国務院の関係部門及び県級以上の地方人民政府は、指導的意見及び項目一覧に基づき、実際の状況を勘案し、具体的な調達項目及び内容を決定し、速やかにそれを公表しなければならない。

第 42 条

国は、国民、法人及びその他の組織が実際の活動の実施、プロジェクトへの資金援助、活動への協賛、施設の提供、生産物の寄附等の方法を通じて、公共文化サービスの提供に参加することを奨励し、及び支持する。

第 43 条

国は、国民、法人及びその他の組織が文化ボランティアサービスに参加するよう呼びかけを行い、及びそれを奨励する。

公共文化施設を管理する組織は、文化ボランティアサービスの仕組みを構築し、文化ボランティアサービス活動を組織し、及び実施しなければならない。

県級以上の地方人民政府の関係部門は、文化ボランティア活動に対し必要な指導及び支持を与え、かつ、管理評価、教育研修及び奨励保障⁽¹⁹⁾の仕組みを構築しなければならない。

第 44 条

いかなる組織及び個人も、公共の文化施設、文化生産物、文化活動及びその他の関連サービスを利用して、国の安全に危害をもたらし、社会の公共利益に損害を与え、及びその他法に違反する活動に従事してはならない。

第 4 章 保障措置

第 45 条

国務院及び地方各級人民政府は、公共文化サービスの権限及び支出責任に基づき、公共文化サービス費を当該級予算に組み入れ、公共文化サービスに必要な資金を確保しなければならない。

第 46 条

国務院及び省・自治区・直轄市人民政府は、資金投入を増加させ、財政移転支出等の方法を通じて、旧革命根拠地、少数民族地域、辺境地域及び貧困地域における公共文化サービスの実施に対し重点的に資金援助しなければならない。

(18) 「指導的意見」の中国語原文は「指导性意見」。上級機関又は所管官庁が当該業務の在り方、遵守事項等について指針を示した文書。

(19) 中国語原文は「激励保障」。表彰、報奨等の各種奨励、メンタルヘルス対策等をいう。

国は、経済の発達した地域が旧革命根拠地、少数民族地域、辺境地域及び貧困地域の公共文化サービスに対し援助を行うことを奨励し、及び支持する。

第 47 条

無料又は優待料金により開放される公共文化施設は、国の規定に基づき補助を受ける。

第 48 条

国は、民間資本が法に従って公共文化サービスに投入され、公共文化サービスの資金源及びその経路が拡大されることを奨励する。

第 49 条

国は、文化サービスの政府調達等の措置を講じ、国民、法人及びその他の組織が公共文化サービスの提供に参加することを支持する。

第 50 条

国民、法人及びその他の組織であって、公益性社会団体又は県級以上の人民政府及びその行政部門を通じて、公共文化サービスに用いるために財産を寄附したものは、法により税制上の優遇を受ける。

国は、寄附等の方法を通じて、専ら公共文化サービスのために用いられる公共文化サービス基金を設置することを奨励する。

第 51 条

地方各級人民政府は、公共文化施設の機能、任務及びサービス人口規模に基づき、公共文化サービスに係る官職を合理的に配置し、相応の専門要員をそれに充てなければならない。

第 52 条

国は、文化専門要員、高等教育修了者及びボランティアが末端の地域コミュニティにおいて公共文化サービス業務に従事することを奨励し、及び支持する。

第 53 条

国は、国民、法人及びその他の組織が法により公共文化サービス分野の社会組織を設立し、公共文化サービスの社会化及び専門化を推進することを奨励し、及び支持する。

第 54 条

国は、公共文化サービスの理論研究を支持し、様々なレベルにおいて専門人材の教育・研修を強化する。

第 55 条

県級以上の人民政府は、公共文化サービスの資金使用に対する監督及び統計公表制度を構築・整備し、実績評価を強化し、公共文化サービスに用いる資金を確保しなければならない。いかなる組織及び個人も、公共文化サービス資金を横領し、及び流用してはならない。

会計検査機関は、法により公共文化サービス資金に対する監督を強化しなければならない。

第 56 条

各級人民政府は、公共文化サービス業務に対する監督・検査を強化し、公衆の文化ニーズを把握するためのアンケート制度及び公衆の参加する公共文化サービス考査評価制度を構築し、かつ、考査評価結果を補助金又は報奨金を決定する際の根拠としなければならない。

第 57 条

各級人民政府及び関係部門は、公共文化サービス情報を速やかに公開し、自主的に社会の監督を受けなければならない。

報道メディアは、公共文化サービスの広報を積極的に行い、かつ、世論による監督を強化しなければならない。

第 5 章 法的責任

第 58 条

この法律の規定に違反し、地方各級人民政府及び県級以上の人民政府の関係部門が公共文化サービスの保障に係る職責を遂行しなかったときは、上級機関又は監察機関が期限までに改めるよう命ずる。情状が重いときは、直接責任を負う主管者その他直接の責任者に対し法により処分を行う。

第 59 条

この法律の規定に違反し、地方各級人民政府及び県級以上の人民政府の関係部門に次の各号に掲げる行為のいずれかがあったときは、その上級機関又は監察機関が期限までに改めるよう命ずる。情状が重いときは、直接責任を負う主管者その他直接の責任者に対し法により処分を行う。

- (1) 公共文化サービス資金を横領し、又は流用したとき。
- (2) 無断で公共文化施設の撤去、横領若しくは流用を行い、その機能若しくは用途を改変し、又はその正常な運営を妨害したとき。
- (3) この法律の規定に基づくことなく公共文化施設を再建したとき。
- (4) 職権濫用、職務怠慢、又は情実による不正があったとき。

第 60 条

この法律の規定に違反し、公共文化施設の建設用地を横領し、又はその用途を無断で改変したときは、県級以上の地方人民政府の土地主管部門及び都市計画主管部門がそれぞれの職責に基づき期限までに改めるよう命ずる。期限までに改められなかったときは、決定を下した機関が法により強制執行し、又は法により人民法院に強制執行を申し立てる。

第 61 条

この法律の規定に違反し、公共文化施設を管理する組織が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、その主管部門が期限までに改めるよう命ずる。深刻な結果をもたらしたときは、直接責任を負う主管者その他直接の責任者に対し法により処分を行う。

- (1) 規定に基づいて公衆に開放することを怠ったとき。
- (2) サービス項目、開放時間等の事項を公示しなかったとき。
- (3) 安全管理制度を策定しなかったとき。
- (4) 管理不全により損失をもたらしたとき。

第 62 条

この法律の規定に違反し、公共文化施設を管理する組織に次の各号に掲げる行為のいずれかがあったときは、その主管部門又は価格主管部門⁽²⁰⁾が期限までに改めるよう命じ、

(20) 料金等に関しては、価格法等の規定も適用される。

違法所得を没収し、違法所得が5千元⁽²¹⁾以上であるときは、あわせて違法所得の2倍以上5倍以下の過料に処する。違法所得がなく、又は違法所得が5千元以下であるときは、1万元以下の過料に処することができる。直接責任を負う主管者その他直接の責任者に対しては、法により処分を行う。

- (1) 公共文化施設の機能及び用途に適合しないサービス活動を行ったとき。
- (2) 無料開放すべき公共文化施設について料金徴収又は形を変えた料金徴収を行ったとき。
- (3) 徴収した料金を公共文化施設の維持、管理及び事業発展に用いることなく、他の用途に流用したとき。

第63条

この法律の規定に違反し、他人の民事的権利利益に損害を与えたときは、法により民事責任を負う。治安管理違反行為を構成するときは、公安機関が法により治安管理処罰を行う⁽²²⁾。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

第6章 附則

第64条

国外の自然人、法人及びその他の組織が中国国内において公共文化サービスに従事するときは、法律及び行政法規の関係規定に従わなければならない。

第65条

この法律は、2017年3月1日から施行する。

出典

- ・「中华人民共和国公共文化服务保障法」国务院法制办公室〈<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfq/fl/201702/20170200482627.shtml>〉

(おかむら しがこ)

(21) 1元は約16.5円（平成29年4月分報告省令レート）。

(22) 公共秩序の攪（かく）乱、公共の安全の妨害等の行為で、社会的危険性はあるが犯罪を構成するには至らない場合に、治安管理処罰法に基づき公安機関による処罰が行われる。警告、過料、行政拘留（行政罰としての拘留）、公安機関による許可証の取消しの4種がある。